

福岡市

屋外広告業登録の手びき

～安全・安心で より良い景観づくりをめざして～



令和3年4月

 福岡市

目 次

I	屋外広告業登録制度の概要	3
	1 登録対象者	
	2 登録の有効期間	
	3 登録の申請	
	4 登録手数料	
	5 登録の実施	
	6 欠格用件	
	7 登録事項の変更の届出	
	8 業務主任者の設置	
	9 標識の掲示	
	10 帳簿の備付け	
	11 罰則等	
II	屋外広告業登録手続きの流れ	5
III	登録申請の手続き	6
	1 登録の申請	
	(1) 登録	
	(2) 登録手数料	
	(3) 提出方法	
	(4) 様式の入手方法	
	(5) 登録の実施と有効期間	
	(6) 更新の登録	
	(7) 登録の抹消	
	2 登録の拒否	
	3 登録事項の変更の届出	
	4 廃業等の届出	

IV	屋外広告業者の責務	•••••	11
	1 屋外広告業者等の責務		
	2 業務主任者の設置		
	(1) 業務主任者の選任		
	(2) 業務主任者の業務		
	3 標識の掲示		
	4 帳簿の備付け		
V	行政処分・罰則等	•••••	13
	1 登録の取消し等		
	2 罰則		
VI	登録申請様式	•••••	14
	1 様式		
	2 様式記入例		
	広告物について	•••••	15

I 屋外広告業登録制度の概要

平成 16 年 6 月屋外広告物法が大幅に改正され、屋外広告業の登録制度が創設されました。

福岡市においても屋外広告物条例を平成 18 年 3 月に改正し、同年 7 月から従来の屋外広告業の届出制度に替えて屋外広告業登録制度を導入しています。これにより、平成 18 年 7 月 1 日以降、福岡市内で屋外広告業を営むためには、市長の登録が必要となっています。

なお、福岡県の登録を受けている場合でも、福岡市内で屋外広告業を営むためには、福岡市の登録が必要です。

1 登録対象者〔条例第 25 条〕

福岡市内で屋外広告業を営もうとする方が対象ですが、市内に営業所がなくても、市内で屋外広告物の表示や設置工事を行う場合は登録が必要です。

【屋外広告業とは】

屋外広告物の表示や掲出物件（広告板、広告塔など）の設置を行う営業のことで、具体的には広告主から工事を請け負う施工業者が該当します。これは、元請け、下請けは問いませんが、営業を行わない、屋外広告物の企画や製作を行うだけの広告代理業や看板製作業などは該当しません。

2 登録の有効期間〔条例第 25 条・規則第 15 条〕

5 年間（有効期間満了後、引き続き屋外広告業を営む場合は更新申請が必要です）

3 登録の申請〔条例第 26 条・規則第 16、17、18 条〕

登録にあたっては、申請者の氏名や営業所の所在地、業務主任者の氏名等を記載した登録申請書等を提出することが必要です。

4 登録手数料〔条例第 43 条〕

登録および更新申請に際し、10,000 円の手数料が必要です。

5 登録の実施〔条例第 27 条・規則第 18 条〕

申請手続き完了後、市は申請された内容を屋外広告業者登録簿に登録します。その内容は、福岡市ホームページで公開しています。

また、登録完了後、市は申請者に屋外広告業登録通知書を送付することにより通知します。

6 欠格要件〔条例第 28 条〕

申請書等に虚偽の記載がある場合や登録の取り消しを受けてから 2 年を経過していないなど、欠格要件に該当する場合は登録できません。

7 登録事項の変更の届出〔条例第29条・規則第19条〕

登録後、登録事項（名称、住所、代表者、役員、業務主任者など）に変更があった場合は、30日以内に変更届を提出しなければなりません。

8 業務主任者の設置〔条例第34条・規則第23条〕

営業所ごとに、屋外広告士や屋外広告物講習会の修了者等の中から業務主任者を選任する必要があります。

9 標識の掲示〔条例第35条・規則第24条〕

屋外広告業者は、営業所ごとに見やすい場所に、標識（屋外広告業登録票）を掲示する必要があります。

10 帳簿の備付け〔条例第36条・規則第25条〕

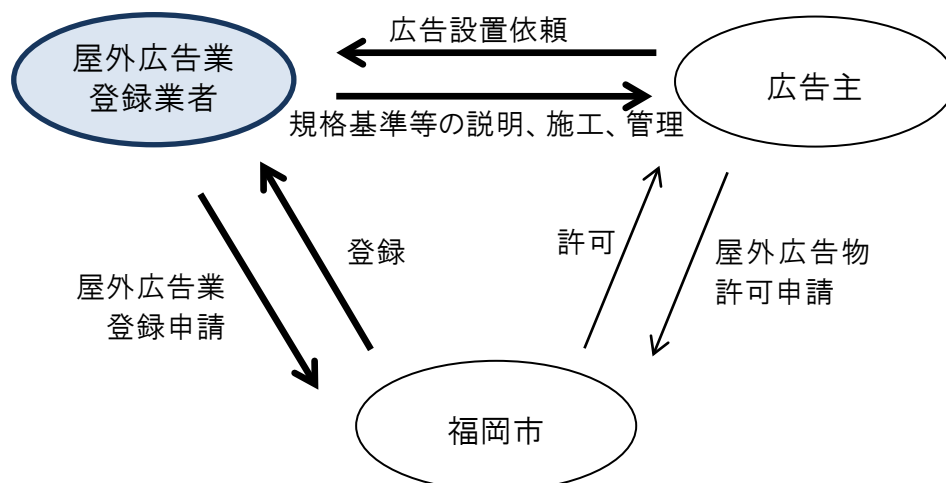
屋外広告業者は、営業所ごとに、営業の記録を記載した帳簿を備え、保存する必要があります。

11 罰則等〔条例第46、47、48、49条〕

登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合や不正な手段により登録を受けるなど、条例等に違反した場合は、登録の取消しや営業の停止、罰金等に処せられることがあります。

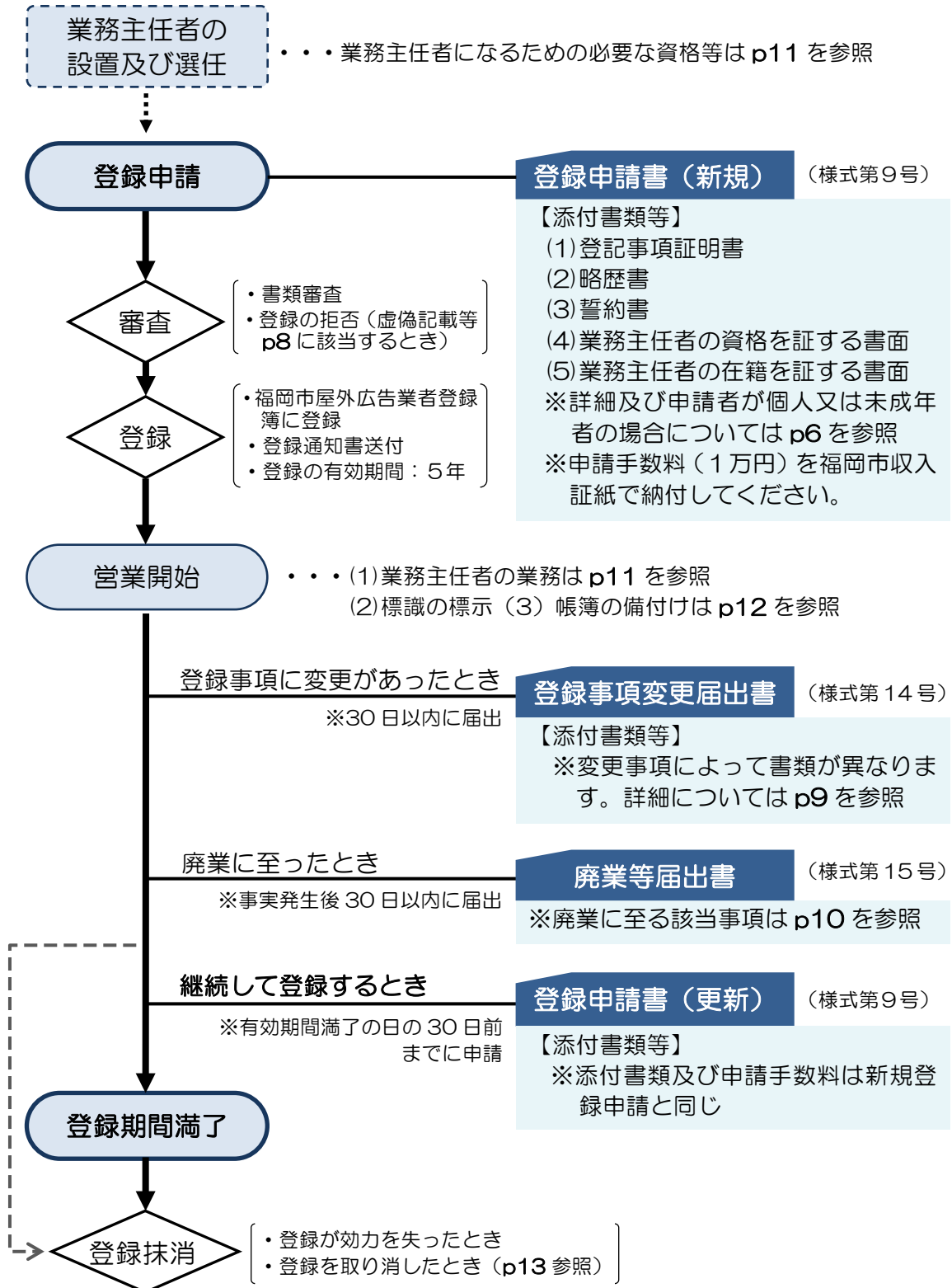
《安全で良好な屋外広告物の設置》

福岡市に屋外広告業を登録された方は、業務主任者の総括のもと、福岡市屋外広告物条例をはじめとする関係法令の規定を順守してください。また、掲出する広告物について、広告主やその他の関係者に助言を行うなどして、規格基準等に適合させ、安全で良好な景観の形成に配慮されたものにしてください。



Ⅱ 屋外広告業登録手続きの流れ

《手続き窓口：住宅都市局都市景観室》



Ⅲ 登録申請の手続き

1 登録の申請〔条例第 26 条〕

(1) 登録

登録（更新登録を含む）の申請は、屋外広告業登録申請書（様式第 9 号）に必要な事項を記入し、次表に該当する書類と一緒に 1 部提出してください。

○…必要 —…不要

書 類		申請者		
		法人	個人	
				未成年
登記事項証明書（履歴事項全部証明書）		○	—	—
住民票の写し	申請者	—	○	—
	法定代理人	—	—	○
略歴書（様式第 11 号）	申請者	—	○	—
	法定代理人	—	—	○
	役員	○	—	—
誓約書（様式第 10 号）	申請者	○	○	
	法定代理人	—	—	○
業務主任者の資格を証する書面		○(注 1)	○(注 1)	○(注 1)
業務主任者が在籍することを証する書面		○(注 2)	—	—

(注 1) 更新の場合は、業務主任者に変更がなければ不要

(注 2) 業務主任者が法人の役員の場合は不要

○登記事項証明書(履歴事項全部証明書) および住民票の写しは、申請日前 3 ヶ月以内に発行されたもので、原本を添付してください。

○法人の場合、略歴書は登記事項証明書に記載された役員全員（監査役を除く）のものが 1 人 1 枚ずつ必要です。

○法人の場合、誓約書は代表者のもの（社名、肩書、氏名を記載）を提出してください。

○業務主任者の資格を証する書面は、屋外広告士登録証、屋外広告物講習会修了証または技能検定合格証等のいずれかのコピーを添付してください。

○業務主任者が在籍することを証する書面は、健康保険被保険者証（両面）のコピーなどを添付してください。

(2) 登録手数料〔条例第 43 条〕

登録（更新登録を含む）申請には、1 件につき 10,000 円の手数料が必要となりますので、登録申請書に 10,000 円分の福岡市収入証紙を貼付して、申請してください（現金その他での受付はできませんので、ご注意ください）。

福岡市収入証紙は「政府刊行物福岡市役所内サービスステーション」（市役所地下 1 階）及び「福岡県建築士事務所協会」（市役所 4 階）で販売しています。

※郵送による購入を希望される場合は、下記までお問合せください。

「政府刊行物福岡市役所内サービスステーション」

〒810-0001 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号

電話 092-722-4861

〈営業時間 月～金（祝日除く） 9時～17時30分〉

(3) 提出方法

窓口（市役所本庁舎 4 階）に持参していただくか、郵送（書留郵便に限る）で提出してください。

〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8 番 1 号
福岡市住宅都市局都市づくり推進部都市景観室

(4) 様式の入手方法

申請書等の様式は、都市景観室で配布していますが、福岡市都市景観室ホームページからダウンロードできます。

福岡市屋外広告業登録申請

検索 

(5) 登録と有効期間

登録申請書が提出されれば、次ページの登録の拒否に該当する場合を除き、屋外広告業登録業者名簿に登録されます。登録と同時に登録番号、登録年月日、登録の有効期間等を記載した屋外広告業登録通知書を申請者に送付し通知します。

登録の有効期間は 5 年間です。

屋外広告業登録業者名簿は、福岡市都市景観室ホームページに掲載し、公開しています。

福岡市屋外広告業登録業者名簿

検索 

(6) 更新の登録〔規則第 15 条〕

有効期間の満了後も引き続き屋外広告業を営む場合は、更新登録が必要です。有効期間が満了する概ね2ヶ月前から30日前までに、更新の登録を申請してください。更新手続きに必要な書類は、新規登録時と同じです。

更新されない場合は、有効期間が満了した時点で効力を失い、屋外広告業者登録簿から登録が抹消されます。

(7) 登録の抹消〔条例第 32 条〕

次の場合、屋外広告業の登録を抹消します。

- ① 更新の登録がされず、登録の有効期間が満了したとき
- ② 廃業等があったとき
- ③ 行政処分により登録が取り消されたとき

2 登録の拒否〔条例第 28 条〕

登録申請書や添付書類の重要な事項について、虚偽の記載または事実の記載が欠けているときのほか、登録申請が次の事項に該当する場合は登録できません。

- (1) 登録を取り消された日から2年を経過しない者
- (2) 登録を取り消された法人役員で、取消日前30日以内にその法人の役員であった者で、その取り消しの日から2年を経過しない者
- (3) 営業の停止命令期間が経過していない者
- (4) 福岡市屋外広告物条例違反で罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 福岡市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (6) 福岡市暴力団排除条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (7) 未成年者の法定代理人が、上記(1)から(6)のいずれかに該当するもの
- (8) 法人で、その役員の中に、上記(1)から(5)のいずれかに該当する者があるもの
- (9) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

3 登録事項の変更の届出〔条例第29条〕

登録した後、登録事項に変更があった場合は、変更のあった日から30日以内に、屋外広告業登録事項変更届出書（様式第14号）に変更のあった事項を記載し、変更事項に応じて、次表に示す必要書類を添付して提出してください。

○…必要 —…不要

変更事項		必要書類					
		登記事項証明書	住民票の写し	略歴書 (様式第11号)	誓約書 (様式第10号)	業務主任者の資格を証する書面	業務主任者が在籍することを証する書面
法人	名称、住所、代表者の氏名	○	—	—	—	—	—
	営業所の新設廃止、名称・住所の変更等	○	—	—	—	—	—
	役員の交替、氏名の変更等	○	—	○(注1)	○(注2)	—	—
	未成年者の法定代理人の交替等	○	—	○	○	—	—
	業務主任者の交替等	—	—	—	—	○	○(注3)
個人	名称、住所、代表者の氏名	—	○	—	—	—	—
	営業所の新設廃止、名称・住所の変更等	—	○	—	—	—	—
	未成年者の法定代理人の交替等	—	○	○	○	—	—
	業務主任者の交替等	—	—	—	—	○	—

(注1) 追加役員分のみ

(注2) 役員の交替の場合

(注3) 業務主任者が法人の役員の場合は不要

○登記事項証明書(履歴事項全部証明書) および住民票の写しは、申請日前3ヶ月以内に発行されたものの原本またはコピーを添付してください。

○業務主任者の資格を証する書面は、屋外広告士登録証、屋外広告物講習会修了証または技能検定合格証等のいずれかのコピーを添付してください。

○業務主任者が在籍することを証する書面は、健康保険被保険者証(両面)のコピーなどを添付してください。

4 廃業等の届出〔条例第31条〕

次表のいずれかに該当した場合は、その日（死亡したときは、その事実を知った日）から30日以内に屋外広告業廃業等届出書（様式第15号）を提出してください。

廃業等の内容	届出義務者
福岡市内において屋外広告業を廃止したとき	屋外広告業者であった個人、又は法人を代表する役員
死亡したとき	その相続人
法人が合併により消滅したとき	その法人を代表する役員であった者
法人が破産により解散したとき	その破産管財人
法人が合併または破産以外の理由により解散したとき	その清算人

IV 屋外広告業者の責務

1 屋外広告業者等の責務〔条例第2条の4〕

屋外広告業者等は、自ら条例等の規定を遵守するとともに、表示・設置する広告物が条例等の規定に適合したものとなるように、広告主その他の関係者に対し、規格基準や安全対策などに関する説明や助言などを行うものとします。

2 業務主任者の設置

(1) 業務主任者の選任

市内の営業所ごとに、次に掲げるものの中から業務主任者を選任する必要があります。

- ①屋外広告士（登録試験機関が広告物の表示等に関し必要な知識について行う試験の合格者）
- ②福岡市が行う屋外広告物講習会の修了者
- ③都道府県又は政令市、中核市が行う屋外広告物講習会の修了者
- ④職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者、職業訓練修了者（広告美術仕上げに係るもの）

(2) 業務主任者の業務

業務主任者は次に掲げる業務の総括に関することを行います。

- ①条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定遵守
- ②広告物の表示又は、掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他安全の確保
- ③営業に関する帳簿の記載
- ④その他業務の適正な実施の確保

業務主任者は、必ずしもその営業所の専任である必要はありませんが、雇用契約等により通常の勤務時間中はその事業所の業務に従事できる方でなければなりません。

3 標識の掲示〔条例第 35 条〕

屋外広告業者は、市内の営業所ごとに屋外広告業者登録票（様式第 20 号）を見やすい場所に掲示しなければなりません。

屋外広告業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合にあっては 代表者の氏名	
登録番号	福岡市屋外広告業登録第 号
登録年月日	年 月 日
営業所名	
業務主任者の氏名	

（縦 35 cm 以上×横 40 cm 以上）

4 帳簿の備付け〔条例第 36 条〕

屋外広告業者は、市内の営業所ごとに下記の事項を記載した帳簿を備え付けなければなりません。

帳簿は各事業年度の末日で閉鎖し、その後 5 年間保存する必要があります。

なお、下記に掲げる事項は、電子的方法、磁気的方法などによる記録に代えることもできます。

注文者の氏名又は名称			
注文者の住所	電話番号（ ） —		
広告物の表示又は掲出物件の設置の場所			
表示した広告物又は設置した掲出物件	名称又は種類		数量
広告物の表示又は設置の年月日	年 月 日		
請負金額			

V 行政処分・罰則等

1 登録の取消し等〔条例第38条〕

次の事項に該当するときは、その登録を取り消しまたは6ヶ月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命じることがあります。

- ①不正の手段により、屋外広告業の登録（更新を含む）を受けたとき
- ②登録の拒否（本手引きの5ページの2）の（2）、（4）～（9）のいずれかに該当することとなったとき
- ③登録事項の変更の届出をしなかったり、又は虚偽の届出をしたとき
- ④福岡市屋外広告物条例又はこれに基づく処分に違反したとき

2 罰則

条例に違反した場合、罰則に処せられることがあります。

（1）1年以下の懲役又は100万円以下の罰金〔条例第46条〕

- ①登録を受けずに屋外広告業を営んだ者
- ②不正の手段により屋外広告業の登録（更新を含む）を受けた者
- ③上記、1登録の取消し等による営業の停止命令に違反した者

（2）100万円以下の罰金〔条例第47条〕

- ①禁止地域、禁止物件に広告物を表示又は掲出した者、又は許可を受けずに広告物を表示、掲出した者
- ②許可を受けた広告物を、許可なく変更・改造をした者
- ③広告物の許可期間が満了したとき、又は許可が取り消されたときなどの除却義務に違反した者
- ④許可条件に違反している広告物の表示又は設置の停止及び除去の命令に違反した者
- ⑤広告物に関する報告や資料の提出をせず、又は虚偽の報告や資料を提出し、又は検査を拒み妨げ、若しくは忌避をした者
- ⑥広告業に関する登録事項の変更の届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- ⑦広告業に関する業務主任者を選任しなかった者

（3）両罰規定〔条例第48条〕

条例第46条から第47条までの違反行為は、その行為者（使用人、代理人等）を罰するだけでなく、その法人又は人に対しても罰金刑が科せられます。

（4）5万円以下の過料〔条例第49条〕

- ①広告業の廃業等の届出を怠った者
- ②広告業の営業所に標識を掲げなかった者
- ③広告業の営業所に帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかった

VI 登録申請様式

1 様式

- ・屋外広告業登録申請書 様式第 9号
- ・誓約書 様式第 10号
- ・登録申請者の略歴書 様式第 11号
- ・屋外広告業登録事項変更届出書 様式第 14号
- ・屋外広告業廃業等届出書 様式第 15号

様式は福岡市ホームページからダウンロードできます。

福岡市 屋外広告業登録申請の申請について

検索



2 様式記入例

- ・屋外広告業登録申請書 様式第 9号
- ・誓約書 様式第 10号
- ・登録申請者の略歴書 様式第 11号
- ・屋外広告業登録事項変更届出書 様式第 14号

様式記入例は、福岡市ホームページでご覧いただけます。

福岡市 屋外広告業登録申請の申請について

検索



屋外広告物について

屋外広告物とは

次の4つの要件を全て満たすものです。

屋外広告物の定義

- ① 常時または一定の期間継続して表示されるもの
- ② 屋外で表示されるもの
- ③ 公衆に表示されるもの
- ④ 看板・立看板・はり紙・はり札並びに広告塔・広告板・建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの

※街頭などで配られるピラやチラシは含まれません。

※建物や自動車の内側などに表示されるものは含まれません。

※駅、乗船場、空港等の改札口の内側の人に対して

その構内に表示されているものは含まれません。

■主な屋外広告物



許可申請

屋外広告物を表示・設置しようとするときは許可を受ける必要があります。

屋外広告物を掲出するときは、原則として事前に許可が必要です。また、現在掲出している広告物を変更したり、改造したりするときや許可期間を過ぎて継続して掲出するときも、事前に許可が必要です。

屋外広告物の規格基準や許可申請等の手続きについては、福岡市ホームページをご覧ください。

[福岡市屋外広告物](#)

検索

● 福岡市屋外広告物条例改正について — 平成28年10月1日より運用 —

屋外広告物は、都市景観を構成する重要な要素のひとつです。市民共有の財産である景観を快適で良好なものに感じられるよう、周辺との調和に配慮する必要があるため、福岡市では屋外広告物の地域区分を新たに設定し、これまでの規格基準を見直しました。その他にも、安全性への配慮として、LEDビジョン広告等の設置の制限や管理者の資格要件、また悪質な違反者の氏名等を公表できることなどを定めました。

福岡市 屋外広告業登録の手びき

福岡市住宅都市局地域まちづくり推進部都市景観室
〒810-8620 福岡市中央区天神 1 丁目 8-1 (市庁舎 4 階)
電話 : 092-711-4395 FAX : 092-733-5590
E-mail : toshikeikan.HUPB@city.fukuoka.lg.jp